



法務局長表彰を受章して

鹿児島支部 上前田 和 英

先般、福岡法務局長並びに鹿児島地方法務局長より表彰を受け、心より感謝申し上げます。

思い返すと、私が司法書士試験に合格したのが昭和58年であり、それから現在に至るまで、約37年の長きにわたり司法書士制度のもとに仕事をさせていただきました。

司法書士として登録してからは、青年司法書士会・鹿児島支部・鹿児島県司法書士会の役職の一人として、司法書士制度の充実・発展に少しでも寄与できればと思い、今日まで至っております。

現在は、九州ブロックの推薦をいただき、日本司法書士会連合会の研修担当常任理事として、日々働かせていただいております。

本来は、組織というものをあまり好まない考えの中で、司法書士という職業を選択したつもりでしたが、なぜかどっぷりと組織の中へ浸かってしまっている現状に、一番自分自身が驚いているかもしれません。

このような現状の立場にいる要因としては、色々な人たちとの出会いであり、別れでもあると思います。私が鹿児島県会の会長や日本司法書士会連合会の役員として、おこがましい言い方かもしれませんが、司法書士制度の充実・発展のために少しでも寄与しなければいけないと感じ行動した原点は、今は亡き「成元 司」との出会いだと確信しております。

彼は、一緒に飲んだり話をしたりすると、いつも「司法書士制度があるから自分たちは、生活できているのだから、その制度に感謝して、もっともっとより良い方向に進んでいくために、努力しなければいけないんだ」と口癖のように言っており、私が会長になる時も、また日本司法書士会連合会へ上がる時も、常に天国にいる彼に相談して、背中を押してもらいました。

今年は、改正司法書士法が8月1日に施行され、司法書士としての使命規定が新設されたことにより、これからの司法書士の活動を通じてこの使命規定に魂をいれていかないといけない大切な年であり、個々の司法書士が自覚し業務に携わっていかねばならないものと感じております。

今は、いたって体も健康であり、現在のハードな日常もなんとかこなしておりますが、先のごことはわかりませんので、健康に留意して、今後も司法書士制度の充実・発展のために、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたが、このように法務局長表彰を受章できたのは、健康に留意するために側面で支えてくれた妻や、色々な叱咤激励をくださった周りの司法書士の皆様方のお陰であり、心より感謝しております。

今後も、身体が健康で働ける場所があれば、なお一層努力して司法書士制度の充実・発展のために尽力していきたいと思っておりますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。



永年勤続表彰を受章して

大隅支部 小 屋 健 二

この度、勤続40年の永年勤続者の表彰をいただきありがとうございます。振り返りますと、昭和54年12月に自分の故郷の大崎町に事務所を開設、過ぎてしまえばあっという間の年月でした。この間病気らしい病気もせず、休むことなく今日まで働くことができました。それだけでもありがたいことでした。この永年勤続者表彰をいただくことができましたのも、司法書士会、先輩会員、同僚会員、法務局、関係各位のご指導、ご協力のお陰と改めて感謝申し上げます。

さて、改めて振り返りますと、丁度、高校卒業の年の2月に浅間山荘事件がありました。事件は、新左翼の連合赤軍が長野県軽井沢の山荘に管理人の奥さんを人質に立てこもるというものです。10日間にわたり連日、警察と連合赤軍の攻防戦がテレビで生中継されました。私は、学生運動にシンパシーを感じるころもありましたので、興味深くテレビに釘付けでした。事件の解明が進むにつれて、連合赤軍のメンバーがメンバーを総括と称してのリンチ殺害していったことが解ってきました。学生の関心が、政治から離れていった事件だったと思います。私にとって、衝撃的事件でした。

私は、5人姉弟の末っ子で父から大学卒業後は、田舎に帰って来いと言われました。当時田舎には、企業も無く、働く場所の当てがありません。そんな時、不動産業をしておりました叔父から勧められて、司法書士を目指すことにしました。最初は、司法書士がどんな仕事なのか、全くわかりませんでした。叔父の知り合いの司法書士事務所に働くことになりました。働くといっても、研修ということで、ほぼ無給です。しかし、次第に仕事の中身も解ってきて、司法書士という職業に興味を覚えるようになりました。昭和54年3回目の受験で合格しました。司法書士の試験が法務局長による認可試験から、国家試験になった最初の年でした。私は、福岡法務局での受験でした。福岡法務局の合格者が13名、九州管内で33名の合格者でした。長い受験生活から解放される喜びで、合格者の法務局の掲示板の前で万歳を叫びました。

長いこと素浪人生活で仕事に飢えておりましたので、早速開業することとしました。開業資金200万円を銀行から借入れし、小さな事務所を借り、電話機と和文タイプ、青焼きのコピー機をそろえて、40年のスタートを切りました。暫くは、数少ない仕事を何時間もかけて、本を読み読み申請書を作りました。和文タイプの「○」は、力が入ると穴が開き、何度も作り替える始末でした。懐かしい思い出です。

40年の間には、仕事のやり方、内容もずいぶん変わりました。タイプライターからワープロ、パソコンへ。不動産登記申請書も司法書士会で印刷した縦書きの申請書から横書きのパソコンによる作成、オンライン申請へ。仕事の内容も、「人、物、意思の確認の深化」・消費者金融の過剰な融資による「サラ金地獄」に端を発し、我が司法書士も自己破産事件を多く手がけ、司法制

度改革を経て、認定試験による簡裁代理権を獲得、制度も進化してきたと思います。

最後に、自分で言うのも憚れますが、初対面でも、電話先であっても司法書士ということだけで社会的な信用をしていただき、仕事もスムーズにでき、何とか生活もしてきました。ありがたいことだと思います。これも、制度を築き、発展させてきた諸先輩方のお陰であると、改めて司法書士の先輩諸氏に敬意と感謝を述べて、お礼の辞と致します。



永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 中島治彦

昭和54年10月1日、午前8時ごろ、国家試験となった司法書士試験第1回目筆記試験の発表が法務局掲示板であるとのことで、自宅から自転車で法務局へ。待っていたのは私一人でした。8時30分、総務課の溝川さんが、合格者の載った紙を掲示板に貼り出しました。予想していたとおり、自分の名前が載っていました。その時の合格者は4名、他に泊光博さん、新村純幸さん、釘田敦朗さんです。泊さんは退会、新村さんは他界、釘田さん現役。

時系列からすると遡りますが、合格に至った経緯、同年1月1日から、6月の末位まで、一日10時間の勉強を実践しました。東京法経学院の通信教育をメインに。民法の基本書はダットサン。両親は他界していました。2階を鹿児島大学の学生に部屋貸ししていましたので、そこから入る2万なにがしが全ての収入。通信教育の講座代金が2万6000円ほどでした。この半年間、完全ひきこもり、一切の交際を断ちました。食事は自炊。麦ごはん、さつま芋、そうめん、おから。ほとんどこれだけ。直前の公開テストで全国2位となり、絶対の自信を得ました。

実務経験全くなく、不安だらけの開業でした。おまけに開業した年の大晦日、弟が神戸からくるといので、喜んで買物の途中、本代としてためていたお金17万円なにがしの入った財布を落として紛失してしまいました。

今の家内とは、開業した年の翌年暮れ、姉の紹介で見合い、結婚に至りました。義父も同じ職業でした。同業として学ぶ点が多かったです。義父が平成17年11月26日他界。義父の跡を引き継ぐ形で翌年、鹿児島支部から鹿屋支部へ移りました。鹿児島支部時代印象に残る事として、ちょうどバブル時代、今の東開町のニトリ、当時は、K氏の所有で、K氏同席のもと決済を済まし、登録免許税2000万円近くをもって、補助者であるN君へ谷山出張所へ、即登記申請を済ませました。ところが、直後売主のK氏より、自分は買主からだまされたので、登記申請取り下げてくださいとの電話がありました。本人の意思を確認したうえで申請だったので、その申し出をきっぱり拒否しました。そしたら、その後右翼めいた人物等々、脅迫めいた電話が次々、挙句の果て、弁

護士数名から、公正証書原本不実記載罪で告訴する旨の内容証明、やむなく私も、義父の友人の県会議員の紹介でW弁護士へ代理人依頼、着手金30万円支払って、W弁護士から相手側弁護士へ、内容証明を送付してもらい、事なきを得ました。私の同業知人も、仕事上のストレスから、自殺した人もいました。また、私の友人も、商業登記の件で、公正証書原本不実記載罪容疑で検察庁から呼び出しを受け、12時間近く、検事から取り調べを受けたと話していました。事ほど左様に、司法書士という仕事、ストレスが多いです。逆にいうと、それだけやりがいがあると、思いたい。

今は、大変優秀な女性の補助者に恵まれおおいに助かっています。特に戸籍の取得、これはなかなか面倒。彼女、実に完璧。私以上。

最後に、今年1月の講習会でびっくりしたこと、民法第899条の2、共同相続における対抗要件、要するに早い者勝ち、法定相続が遺言に勝る。また、遺言は、公正証書遺言に限る。自筆証書遺言は検認手続きに時間がかかり、先をこされるリスク大。それに、遺言執行者責任が明確になり、うかうかしていると相続人から損害賠償責任を問われる。1007条、1008条参照して下さい。これも講習会のおかげ。ただし、私は10単位に終わり、大いなる反省点です。

余談として、私は南大隅相談センターの相談員をやっていますが、昨年初めて相談者からの仕事を受託、時効取得による所有権移転登記訴訟の代理人として、勝訴判決を頂き、無事登記完了、依頼者（92歳の女性）から喜ばれました。依頼者にとって50有余年来の懸案でしたから。

コロナ、怖い。日本と欧米の違い、犬の散歩の時、フン処理用の袋を持つ、持たない。患者の数の比較で、関連があると思うのですが？

これからも、今まで通り、依頼者と真摯に向き合い、可能な限り仕事を続けていきたい、何度も繰り返し来て頂く依頼者が多いのが、有り難いです。



永年勤続表彰を受章して

霧島支部 福重守郎

私は平成2年に法務大臣の許可を受け同年5月より開業、以来30年間司法書士業務に携わり令和2年に勤続30年の永年勤続表彰を受章させていただき身にあまる光栄で感謝いたしております。

私が開業した当時は紙申請で縦書きでした。法務局は加治木が支局で国分と大口が出張所でネット申請も無く受理した申請は当該管轄の法務局に出向かなければならず遠方の法務局への申請は苦勞しました。

当時は、ある会社の登記を担当しており南九州（熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の4県）を担当しており、熊本は菊地出張所他、宮崎も延岡支局他ほとんどの支局出張所に申請書をもって走りま

した。高速道路は部分的にしか通行出来ず熊本に行くには八代までは一般道路で菊地出張所まで4時間以上かかったこと。また、離島の奄美大島、沖縄等は航空機でしか移動できず時間だけが過ぎて能率が上がりず苦勞しました。

80歳を過ぎ後期高齢者となり交通事故の危険性が高くなり車の運転はできるだけしないよう、また、早寝早起き、晩酌はしない、煙草を吸わない、食事は腹8分、朝夕歩くのが何よりの健康法と信じ約1時間程度歩いています。

体力も減退しています。引退も考えていますが、それまでは体調管理を十分にして職責を果たしたいと思います。

永年勤続表彰を受章して

川内支部 釘 田 敦 朗

私は、この度、表題の榮譽を受けるのですが、はたしてその榮を得ていいのか、未だに迷っています。

永年、勤続したとはいえ、永年勤続表彰を受けることが出来たのも、私自身の努力ではなく、義父が築いてくれた暖簾で仕事が続けられただけでなく、昔からの会社等の変更等の引き継ぎがあったこと等、私の自力で継続できたわけではなかったものです。

それに、司法書士会への貢献度は、ほぼゼロに等しいし、社会奉仕も十分とはいえ、この点からも、表題の榮譽を受ける資格はないと思って居ります。

私は、調査士も兼業していますが、調査士でも受章の機会があり、その時は、受章を辞退した経緯があり、今回もそうすべきであったかと思って居ります。

以上、広報部が望んでおられる文章ではありませんが、私の率直な気持ちを報告するより文章が浮かばず、これをもって報告とさせていただきます。

申し訳ありませんが、写真は遠慮させていただきます。

永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 竹之内 信 一

今回、永年勤続30年ということで表彰状を頂きました。私は、平成2年2月伊集院町にて開業いたしました。その前は、(株)MICでコンピューターの仕事をしていました。父が不動産業を営んでいた関係で宅地建物取引主任の資格は取得していたのですが、会社を辞めて司法書士の資格を取ろうと簡単に考えて思い立ちました。しかし、子供を抱えアルバイトをしながらの勉強では時間は限られ、やっとのことで開業に至ったことを思い出します。出身は旧松元町で高校は鹿児島市内で大学は東京でしたので、伊集院町での地の利はなく、ぼちぼち仕事を増やしていました。そのころ、手間暇かかる仕事で思い出すのは地元の土木工事業の社長から、不動産の所有権移転を依頼されたことです。そんなに忙しくないのに、時間は十分ありましたが20人から30人が相続人でしょうから当初必要見込み額も50万ぐらいでしょうとの見込み計算をし提案しました。しかし、戸籍を調べていくうちに約160名が相続人と判明しました。さらに、時効取得訴訟でどうにかなると思い手続を進めましたが、所有権移転登記までに約3年かかりました。その中で大きな問題は、ひとつは送達の問題、さらに受継の問題がありました。すなわち、訴訟中に被告の死亡が何件か発生し、被告を引き継がせなければなりません。最後に登記を法務局に出したのち、登記官から被告漏れを指摘され、追加の訴訟をすることになり、また時間がかかり最初の受託からすると約3年かかりました。そうこうしているうちに、受託件数は自分の思うように伸びなかったもので、妻に突然「伊集院では子供を高校・大学に出せないから、今のうちに鹿児島市に出て再出発する。」と言ったら、妻はびっくりしながら「最近、仕事は増えているのに。」と言われ不満そうでした。イノシシ生まれの猪突猛進の性格であり、しぶしぶ妻はあきらめて事務所探しに協力してくれました。平成7年8月真砂本町の新事務所に引っ越し、地縁血縁を探し営業等に邁進したら、おかげ様で子供の進学に比べられる収入は確保できるようになりました。さらに、身内の知り合いがゼネコンに勤務して挨拶に行ったら、ライオンズクラブに入会を勧められ平成9年に入会し現在まで鹿児島中央ライオンズに23年在籍しています。この、ライオンズのバンドクラブ入会し15年ほどテナーサックスをしていましたが、体力の限界で現在は卒業しています。司法書士という資格のおかげで、子供2人は県外の大学に進学させることができました。私は、(株)MICでコンピューターの仕事をしていたのですが、この約30年でIT関係の進化は著しく、追いつくのに大変苦労します。半ラインのオンライン申請でさえ躊躇していたら、法務局の登記課長から何度か協力を依頼され、今では従業員の協力を得ながらどうにか事務処理できるようになりました。鹿児島市に事務所を移転したのち、しばらくして今は在籍していない受験時代からの知り合いである木村司法書士に「クレサラの仕事をしたら」と誘われ、お客様から相談を受けるようになりました。

さらに、ある金融機関の窓口で債務整理・特定調停・破産等の説明をし相談に乗ります旨を伝えていたら、相談者を労働組合・窓口の借り換え担当者等から紹介されるようになり、一時期は登記より裁判業務関係の仕事が多くなり天手古舞でした。

特定調停・破産・個人再生・過払い訴訟等で裁判所に出かけることが法務局に行くより多くなり、さらには合間で判例調査・クレサラの勉強会とか忙しかったことを思い出します。

幸いにも、平成15年に簡易裁判所の代理権を付与され、その後は訴訟についてもやりやすくなりました。今年になり、久しぶりに金融機関の知人から債務整理の依頼を受け、昔のことを思い出しながら個人再生に向け過去の専門書をめくりながらお客様に向き合っている今日です。

最後に、法務局の登記官・裁判所の事務官・友人の司法書士に教を乞うて今の自分があるといます。同級生はほとんど定年を迎え隠居暮らしですが、私はまだ仕事に邁進しながら、心境としては仕事よりたまに行く下手なゴルフの方が唯一の楽しみです。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 田畑正明

この度、鹿児島地方法務局長及び日本司法書士会連合会会長より、勤続30年の表彰を受けました。これも、法務局並びに裁判所の皆様方、司法書士の先輩・同期・後輩、事務所の職員を始め、その他関係する皆様方のご指導やお力添えがあつてこそこのことで、改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、例年のような司法書士会の定時総会における表彰式は開催されず、総会が開催されてから暫く経って表彰状が宅配便で送られてくるという異例の形になりましたが、かえってコロナ感染拡大の年に表彰を受けたという記憶に残る受章になりました。

私が司法書士試験に合格したのは平成元年で、翌年4月に開業しました。当時26歳で開業資金もなく職歴も補助者としての2年半しかなかったため、勉強時に働かせていただいた翁長先生と受験後に働かせていただいた益山先生のお二人に連帯保証人になっていただいて、多額の借金をしての開業でした。

開業してから少しずつ仕事は増えては行きましたが、補助者として勤めた2年半の経験から、補助者なくして司法書士の仕事はこなせないという気がしていましたので、今から振り返れば無謀というかボケだったという思いしかありませんが、開業と同時に2人の補助者を雇ってしまったため、2年で運転資金が僅かしかなくなってしまいました。

不思議なもので、ちょうどその頃から、それまでに仕事で名刺交換をしたり、紹介を受けたり

した方々から定期的に仕事や紹介をいただけるようになって、徐々にその輪が広がって何とか資金繰りができるようになって現在に至っています。その間に様々な理由で事務所を5回も移ったために、仕事の割には蓄えがないのが自分らしいと思うところです。

話は変わりますが、補助者時代から現在まで業務のツールや形態が大幅に変わってきました。補助者時代は手書きやタイプライターやカーボン紙を主なツールとして申請書等を作成し、登記簿の閲覧も手書きで書き写していましたが、開業時にはワープロを導入し、4年ほど経ってからパソコンと業務用ソフトを導入してすこぶる楽になり、その後法務局・登記簿のコンピュータ化によって登記事項要約書で登記内容の確認ができるようになって、今や全国どこの管轄のものでも電子閲覧や登記事項証明書の請求も事務所に居ながらできるようになっていますし、登記申請もオンライン（現時点では半ライン）で行えるようになっていています。こうやって振り返ってみると30年間で大幅に変わったことを再認識させられます。

業務内容についても、平成12年の成年後見制度創設によって司法書士が後見人等に選任されるようになり、平成14年の司法書士法改正によって司法書士に簡裁訴訟等の代理権が付与され、その後も法定相続情報証明制度の創設や遺言書保管制度の創設などによって業務内容が拡大した半面、不動産登記法の改正で保証書制度が廃止されて本人確認制度が創設されたり、犯罪収益移転防止法の制定・改正がなされたりして司法書士の業務内容も複雑化して重い責任も課せられるようになって、これら一部をとっても30年間で司法書士を取り巻く環境が大幅に変わったことを再認識させられます。

当然のことながら、それらの変革とともに法律や手続きも大きく変わって、その度に必死に勉強はするものの不完全な知識しか身に着かずに、不安になって調べることが非常に多くなりました。

今後も大幅な制度改革や法改正等が繰り返されると思いますが、モチベーションが保てる間はもう少し続けて、お世話になった司法書士制度に迷惑をかけずに恩返しができるように頑張りたいと思います。



永年勤続表彰を受章して

大隅支部 下野 太 志

先日、法務局及び日司連から、永年勤続30年の表彰状が送付されてきました。

昭和62年に試験に合格し、平成元年に出身地の志布志で開業しましたが、はや30年の月日が経ってしまいました。

開業当初は、志布志にも法務局があり、港に新しい庁舎を作り直したため統廃合の嵐にも負けずに残るかなと思ったところ、平成14年11月には大隅出張所へ統合されてしまいました。

当時は、登記事項要約書はなく、取引や担保設定の時には登記簿のバインダーを閲覧して手書きで記録する作業をしており、持分移転がたくさんあったり、担保がいくつもついているとなんとむなしいことをしているんだと思っていました。

地元では、先輩司法書士が多く仕事もほとんどなく、暇な時間が怖くて、アルバイトや転職を考えていた時期も短くありません。その分自由な時間も多く、青年会議所活動やメダカの学校といった環境活動をしたり、海に潜って蛸とりやヨット、スキーといった遊びに興じていました。

平成14年頃になると、司法書士も少なくなり、また県会の理事や裁判所の調停委員もするようになり、がぜん忙しくなってきました。

当時は、クレ・サラ金問題が社会を席卷していて、その被害に遭っている人があまたいました。全国のクレ・サラ金被害者交流集会に参加して、強い勇気を貰いながら平成18年に鹿児島で開催することになりました。多くの司法書士や弁護士に協力を貰いながら盛大な大会ができましたが、その年の12月に貸金業規制法が抜本的に改正されました。小さな市民運動が大きくなり、法律を変えたという意義深い活動だったと思います。

司法書士会活動では、平成14年に志布志での常設の相談会を開設し、平成23年には錦江町での常設相談センターの開設、平成27年には甑島での定期相談会の開設をし、日司連から支援を貰いながら現在も活動を継続しています。

相談所開設は初めてのことで、どうして交渉すればいいか暗中模索の中で直接話をして、その必要性を訴えたのですが、当初は相談者はあまりいないのではないかと消極的でしたが、時には首長に、時には窓口担当者に何回も話していくうちにそこまで言うのならと、開設に応じてくれました。甑島においては、このような僻地にわざわざ来てくれただけでありがたいと言われました。いずれも、誠意が通じたのだなと思います。

また、九州ブロックや日司連の司法過疎委員会にも所属させてもらい、九州や全国の司法の役割や状況を学ばせて頂きました。

そして、忘れられないのが、平成15年に志布志で起きた志布志事件に関する活動です。その内容は今でも想像を絶するものであり、にわかには信じがたいものでした。住民わずか20名足らずの超過疎集落に警察官が100名体制で毎日毎日1ヶ月も張り付き、住民を監視したり、全くありもしない現金買収会合をでっち上げ、住民を16人も逮捕し、うち6人に自白をさせて、3人を自殺未遂に追い込みました。その中で、暴行脅迫はおろか、供述調書の偽造・ねつ造、踏み字事件といったことを、県民の財産である警察署の中で犯していました。裁判でも明らかになったように、そもそも買収会合がないのに何故会合の時に現金をもらったという供述が取れるのでしょうか。しかも、貰ったと言う金額は4回に渡って1人100万円以上です。超過疎集落の住民のほとんどに。いったいいくらの選挙資金があると思っているのでしょうか。さらに、そのような指摘をした警察官は皆離島や別の地方に移動させられました。検察も警察の意のままに同じような捜査をしていました。

鹿児島地裁で、「全員無罪！！ 会合はそもそもなく、はなはだ人権を踏みにじる公権力の行使があつて、決して是認できるものではない。」との判決がでて、検察は控訴すらできませんでした。

しかし、今でも検察も警察も謝罪していません。365日を筆頭にほとんど100日以上拘留（自白したものはすぐに釈放された）されていて、その国家賠償、県賠償は相当な金額に上ります。すべて我々の税金から補填されました。なのに、自分たちは関係ないとばかりに県民に対しても何の説明もしていません。

この志布志事件が、全国のえん罪事件に光をあて、再審無罪の判決が続々と出ています。

司法書士としては、無力で何もできませんが、法律を全く知らない住民に寄り添い、あるいは弁護士へのつなぎ役として、真の人権擁護を担う役割があるように思います。権力は、必ず暴走するからです。

今年、還暦を迎え体力は衰退してきましたが、気力の続く限り今後とも頑張りたいと思います。